

# みどり園改築等PFI事業

## 基本協定書（案）

平成22年5月31日

東葛中部地区総合開発事務組合



# みどり園改築等PFI事業

## 基本協定書（案）

みどり園改築等PFI事業（以下「本事業」という。）に関して、東葛中部地区総合開発事務組合（以下「組合」という。）と〔応募者及び協力企業〕（以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、〔応募者及び協力企業〕が落札した者であることを確認し、組合と応募者とが、本事業、本事業に係る資金調達及びこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結することに向けた組合及び落札者の義務を定めると共に、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

第2条 組合及び落札者は、組合と応募者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 落札者は、事業契約締結のための協議においては、本事業の入札手続における組合及びみどり園改築等PFI事業者選定委員会の要望事項を尊重するものとする。

### （仮契約及び事業契約）

第3条 組合及び落札者は、本事業に関する入札手続において既に提示した入札説明書に記載した事業日程に沿って、事業契約を組合と応募者との間で締結せしめるものとする。

2 組合及び応募者は、仮契約の定めに従い事業契約を締結するものとする。

3 組合は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 組合及び落札者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

### （業務の委託、請負）

第4条 本事業の実施に関し、応募者は、設計に係る業務を〔 〕に、建設に係る業務を〔 〕それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 応募者は、事業契約が締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者と各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を組合に提出するものとする。

3 第1項により業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施するものとする。

(準備行為)

第5条 落札者は、事業契約締結前にも、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、組合は、必要かつ相当な範囲で、係る行為に協力するものとする。

(建設等に関する確認)

第6条 組合及び落札者は、事業契約締結までの間において、設計、建設、維持管理の仕様、その他契約、費用等の事項について協議し、確認を行うものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第7条 組合及び落札者のいずれの責にも帰すべからざる事由により、組合と応募者との間で事業契約の締結に至らなかった場合又は議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合には、組合及び落札者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、組合及び落札者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第8条 組合と落札者は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、東葛中部地区総合開発事務組合情報公開条例（平成15年条例第5号）に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本基本協定書の効力)

第9条 本基本協定は、事業契約締結後も事業契約が継続している間は効力を有し、組合及び落札者を拘束するものとする。

(準拠法)

第10条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、千葉地方裁判所松戸支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を4通作成し、組合並びに落札者がそれぞれ記名押印の上、組合及び落札者が各1通を保有する。

平成 年 月 日

千葉県柏市柏五丁目10番1号  
東葛中部地区総合開発事務組合  
管理者 柏市長 秋山 浩保 印

(住所)  
[ ] (応募者)  
理事長 印

(住所)  
[ ] (設計企業)  
代表取締役 印

(住所)  
[ ] (建設企業)  
代表取締役 印